

収 受 印

令和 年 月 日

財務大臣 殿

設立しようとする酒類業組合（連合会、中央会）の所在地及び名称

発起人 住所

氏名（名称）

酒類業組合（連合会、中央会）設立認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第83条において準用する同法）第19条第1項の規定により、酒類業組合（連合会、中央会）の設立の認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 役員たるべき者の氏名、住所及び理事又は監事の別を記載した書面
- 3 酒類業組合（連合会、中央会）を代表すべき理事の氏名を記載した書面
- 4 数人の理事が共同して酒類業組合（連合会、中央会）を代表すべきことを定めたときは、その旨を記載した書面
- 5 組合員（会員）たるべき者の名簿
- 6 初年度の収支見積書
- 7 創立総会の議事録の謄本

酒類業組合（連合会、中央会）の設立認可申請書（CC1-7103）の記載要領

1 この申請書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第 83 条において準用する同法）第 19 条第 1 項の規定により、酒類業組合（連合会、中央会）の設立の認可を受けようとする場合に使用してください。

2 この申請書は、次の区分により提出してください。

区 分	設立しようとする酒類業組合	提 出 先
(1)	中央会又は一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする酒類業組合	国税庁長官
(2)	連合会若しくは、(1)以外の酒類業組合で一的都道府県の区域又は一的都道府県の区域よりも広い区域をその地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する国税局長 （連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長）
(3)	(1)及び(2)以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長 （酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の所轄税務署長）

3 この申請書及び添付書類は正副 2 部提出してください。